

忠岡町指名競争入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、町が発注する建設工事等に関する業務を指名競争入札に付する場合について必要な事項を定めるものとする。

(指名の通知)

第2条 指名の通知は、指名業者に対し、入札関係書類交付時に行うものとする。

2 指名の効力は、前項の通知書を指名業者又は代理人が受領したときに生ずるものとする。

(入札関係書類の交付)

第3条 前条第1項による指名業者に対し、次に掲げる書類を交付する。

- (1) 忠岡町入札要項
- (2) 入札の心得
- (3) 設計図書その他の書類（設計図書等に対する質問及び回答）

(質疑等について)

第4条 設計図書等を送付された者が、設計図書等の内容に質問がある場合は、質疑書により、FAX等で送信するものとする。

2 前項の質問の受付期間は、案件毎に設定するものとする。

3 前2項の規定による質問に対する回答は、受付期間終了後、原則として2日以内（土日祝日を含まない。）に、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 設計図書等を送付された者全てに対するFAX等による送信
- (2) 町のホームページにおける公表

(入札書の失格及び審査)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 虚偽の資料を提出した者
- (2) 最低制限価格を設定している場合において、その価格未満の金額の入札書を提出した者

(入札書等の受領及び管理等)

第6条 入札契約担当課は、入札日に、入札会場にて入札書等を受領するものとする。

2 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札及び開札)

第7条 入札及び開札は、指名通知書に示す日時及び場所にて行うものとする。

2 入札及び開札には、入札者又はその代理人（以下「当該入札者等」という。）が立ち会うことができる。

3 入札執行回数は、3回とする。

- 4 入札契約担当課は、同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は直ちに、当該入札者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- 5 副町長は、開札後、落札者である入札者名とその入札金額を読み上げ開札を終了するものとする。

(指名の辞退等)

第8条 指名業者が指名を辞退するときは、文書で遅滞なくその旨を届け出させるものとする。

(入札関係書類の交付の延期等)

第9条 入札関係書類交付前に、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札関係書類の交付を延期し、又はとりやめることができるものとする。

(入札参加停止等)

第10条 忠岡町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止業者(以下「入札参加停止業者」という。)及び忠岡町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)は指名しないものとする。

(指名取消し)

第11条 指名業者が入札参加停止業者若しくは入札参加除外者となった場合又は契約の相手方としてふさわしくない者であることが明らかになった場合には、すでに通知した指名を取り消すものとする。

(入札結果等の公表)

第12条 入札結果については、落札者決定後に速やかに公表するものとする。

2 前項の公表までの間、入札の結果等の問い合わせには、一切応じないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。